

る。
 (2) 接着性試験は、次による。
 (i) 使用材料の接着性試験は、現場で製作した試験片を用いて行う。
 (ii) 試験方法及び判定基準は、特記による。

補強工事後の仕上げは、特記による。

8.20.8 仕上げ

21節 耐震スリット新設工事

この節は、柱と壁との接合部等にスリットを設ける工事に適用する。なお、スリットの種類は、完全スリットと部分スリットとする。

8.21.1 適用範囲

- (b) スリットの幅及び深さ
- (c) 既存部分の撤去等
- (d) 既存の壁の切断

8.21.2 施工

- (1) 切断中に水を使用する機器をスリット施工に用いる場合は、コンクリートのろを含めて漏出に対する措置を行う。
- (2) スリット施工の際にあつては、施工アンカーを用いて機器を固定する場合は、柱、梁への打ち込みを避け、垂れ壁、腰壁を利用する。また、タイル張り仕上げの場合は、タイルの目地部とする。
- (3) スリット施工後、清掃を行いコンクリート片の残材や切断面に付着したコンクリートのろ等を除去する。
- (4) 切断面に露出した鉄筋は、15節による錆止めを行う。
- (e) 充てん材の挿入及び周囲補修等

(1) 耐火材
 耐火材の使用箇所及び仕様は特記による。特記がない場合で耐火材が必要な場合は、監督職員と協議する。

(2) 遮音材
 遮音材の使用箇所及び仕様は、特記による。

(3) シーリング
 外部に面するスリット部分のシーリングは、3章6節「シーリング」による。

(4) (c)の撤去部の補修は、特記による。特記がなければ撤去材と同一材で補修する。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。

9.1.1 適用範囲

9.1.2 基本要項

9.1.3 法令等の遵守

9.1.4 仕上げ工事

9.2.1 施工調査等

9 章 吹付けアスベストの除去及び封じ込め工事

1節 一般事項

この章は、吹付けアスベストの粉じん飛散防止のための吹付けアスベストの除去及び封じ込め工事に適用する。

吹付けアスベストは、完全に除去及び封じ込めをすること。

関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。

吹付けアスベスト処理後の機能回復のための仕上げ工事は、特記による。

2節 施工調査等

施工調査等は特記により、特記がなければ次による。

- (1) 処理工事に当たり、あらかじめ事前の施工調査等を次の事項について行う。調査結果は、図面により記録し、監督職員に提出する。
 - (i) アスベスト使用部位の確認
 - (ii) アスベスト層の厚さの確認
 - (iii) 施工範囲と工事管理区分の確認
 - (iv) 更衣施設等の仮設計画について
 - (v) 廃棄物などの搬出方法について
- (2) アスベスト粉じん濃度測定
 - (i) アスベスト粉じん濃度測定は、特記による。特記がなければ、表9.2.1による。
 - (ii) 処理作業後の測定6は、負圧・除じん装置で、粉じんを十分に吸引し、又は、粉じん飛散抑制剤吹付け後、噴霧した粉じん飛散抑制剤が沈殿したと思われる時期において実施する。

(iii) アスベスト粉じん濃度の測定方法は表9.2.2による。

表9.2.1 アスベスト粉じん濃度測定

測定時期	測定名称	測定場所	測定点 (各施工箇所毎)	備考
処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(a)
	測定2	調査対象室外部の付近	計2点	大気
	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(a)
処理作業中	測定4	負圧・除じん装置の排出口	出口吹出し風速1.0 m/sec以下の位置各2点	-
	測定5	処理作業室外	4方向各1点 (敷地境界)	-
	測定6	処理作業室内	各2点	-
処理作業後 (シート養生中)	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(a)
	測定8	調査対象室外部の付近	計2点	大気

(注)1.各施工箇所毎の室面積が50㎡以下までは2点, 300㎡以下までは3点とする。

表9.2.2 アスベスト粉じん濃度測定方法

項目	名称	測定	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定5
計数機器	位相差顕微鏡			
試料採取口の直径 (ホルダー直径)	25 mm			35 mm
試料の吸引流量	1 L/min	5 L/min		10 L/min
試料の吸引時間	5 min	120 min		240 min
試料の透明化	アセトノートリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法			
計数条件	総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野			
計数アスベスト	直径 3 μm未満, 長さ 5 μm以上, 長さ×直径比 3 : 1以上			
定量限界	50 f/L	0.5 f/L		0.3 f/L

(iv) 次の項目について記録し報告する。

- ① 測定結果
- ② 測定時間
- ③ 測定位置 (測定高さとともに図面上に記載する。)
- ④ サンプリング条件(ホルダー直径, 吸引時間, 吸引空気量)
- ⑤ マウンテンイング方法
- ⑥ 顕微鏡視野面積, 計数視野数
- ⑦ 測定時 (各測定場所毎) の天候, 温度, 湿度, 外気の風速及び風向

(v) 報告書は, 5部作成し監督職員に提出する。

(vi) 専門測定機関は, 次の要件を満たす機関とする。

- ① 都道府県労働基準局に登録されている作業環境測定機関又は, これと同等の技術を有する者。
- ② アスベスト粉じん濃度測定における計数分析は, 作業環境測定士又は, これと同等以上の技術を有する者。

3節 施工計画

9.3.1 施工業者

「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」(民間開発建設技術の技術審査・証明事業認定規定(昭和62年7月28日建設省告示第1451号))の証明を有する工法の施工業者又は同等以上の施工業者とする。

9.3.2 作業管理者

特定化学物質等作業主任者の資格を有する作業管理者を選任し管理させる。

9.3.3 特別管理産業廃棄物管理責任者

排出事業者は, 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任し管理させる。

9.3.4 施工計画書

- (a) 着工に先立ち, 処理工事に伴うアスベスト粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査の結果に基づき作成し, 監督職員の承諾を受ける。
- (b) 施工計画書に記載すべき事項は, 次のとおりとする。

- (1) 工事概要
 - (i) 工事名称
 - (ii) 工事場所
 - (iii) 工事期間
 - (iv) 工事内容 (部位別の状況及び工法)
 - (v) その他
- (2) 管理組織 (工事管理者, 特定化学物質等作業主任者, 特別管理

産業廃棄物管理責任者等

- (3) 安全衛生管理及び飛散防止対策
- (4) 使用用具、機器類、材料及び調合
- (5) 工事の流れ
- (6) 仮設計画（足場、養生）
- (7) 作業要領（作業計画図面を含む。）
- (8) 確認、検査方法
- (9). アスベスト廃棄物処理計画
- (10) 添付書類
 - (i) 工事工程表
 - (ii) 使用処理剤の説明
 - (iii) 作業員名簿、健康診断書
 - (iv) その他必要事項

9.3.5 官公署その他へ
の手続き等

- (a) 一般建築工事の手続きの他、次の手続きを行う。
 - (1) 吹付けアスベストの建設工事届出書（所轄労働基準監督署）。
 - ただし、封じ込め処理工事の場合は除く。
 - (2) 特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書（都道府県知事又は保健所設置市長）
 - (3) 特定粉じん排出等作業実施届出書（都道府県知事又は市長）
 - (4) その他、地方公共団体が定めている届出書類

4節 安全衛生管理

- (a) 作業場以外の場所に設置する。
- (b) 十分湿らせたマット、衣服用のブラシ、真空掃除機等を備える。

- (a) 洗顔、洗身、うがいの設備を設ける。
- (b) 更衣設備、衣服洗濯の設備を設ける。

HEPA フィルターを備えた負圧除じん装置を設置する。

- (a) 特化則作業主任者名と職務内容、関係者以外立入禁止、喫煙・飲食の禁止、アスベスト除去作業中等の表示を行う。
- (b) アスベストの有害性、取扱上の注意事項及び使用すべき保護具の掲示を行う。

- (a) 除去に伴いアスベストを作業場から外部へ飛散させないため、ブ

9.4.6 保護具・保護衣

保護具・保護衣

9.5.1 アスベストの除去

9.5.2 除去物及び汚染物の処理等

ラスチックシート等を用いて隔離する。
(b) 隔離した作業場への作業員の出入りによるアスベストの飛散を防止するため、セキユリティゾーンを設置する。

- (a) 作業者は呼吸用保護具を使用する。
- (b) 作業者はアスベストが付着しにくく、付着したアスベストが容易に除去できる作業衣服又は保護衣を使用する。

5節 除去処理工事

除去するアスベストは薬液等により十分に湿潤化し、その後に除去する。なお、アスベストの除去は施工業者の仕様による。

(a) 除去したアスベスト等の処理方法は、次による。

- (1) 密封処理の場合
 - (i) 除去したアスベストは適宜密封する。
 - (ii) 除去作業場所において、除去したアスベストをプラスチック袋の中に入れ、粉じん飛散抑制剤等を散布することにより湿潤化して、密封する。
 - (iii) 前室で高性能真空掃除機により、プラスチック袋に付着している粉じんを除去する。
 - (iv) 保護衣等着脱室で、更にプラスチック袋をかぶせ、密封し、「アスベスト」である旨の表示を行う。
 - (v) 除去したアスベスト等の保管、運搬及び処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定を遵守し行う。なお、これを委託する場合は、都道府県知事の許可を受けている特別管理産業廃棄物処理業者と特別管理産業廃棄物処理に関する契約を結び、廃棄物処理場の現地確認等を行う。
- (2) 除去したアスベストを固化処理する場合
 - (i) アスベストをセメントによって固化する場合は、アスベストが飛散しないように十分な強度が得られる配合とする。
 - (ii) アスベストを溶融固化する場合は、アスベストの中間処理に通ずる溶融施設によって行う。
 - (iii) 保管、運搬及び処分は、(1)(v)に準ずる。

- (b) アスベスト廃棄物の搬出を行ったときには、その都度、搬出量と処分先を監督職員に報告するとともに、特別管理産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを添付した廃棄物処理報告書を提出する。

6節 封じ込め処理工事

- (a) 劣化の著しい部分、下地との接着が不良な部分については、9.5.1により予め除去しておく。
- (b) アスベストを粉じん飛散防止処理剤を用いて封じ込め処理する。なお、アスベストの封じ込めは施工業者の仕様による。

処理等は、9.5.2による。

7節 検査及び後片付け

- (a) 除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。
- (b) 監督職員の立会いのうえ、除去及び封じ込めが十分に行われたかを、目視により検査を行う。
- (c) 養生用のプラスチックシートに付着した粉じんの再飛散を防止するため、シート全体にまんべんなく粉じん飛散抑制剤を散布する。
- (d) 壁面などの養生用のプラスチックシートの撤去は、真圧・除じん十分に吸引、ろ過した時点又は粉じん飛散抑制剤吹付け後、沈降した時点で行う。
なお、シートは、取り外して粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。
- (e) 養生を行っていない足場及び仮設材は、清掃した後に解体搬出する。
- (f) 床養生用プラスチックシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。
- (g) 養生用のプラスチックシートなどの廃棄物は、9.5.2により処理等を行う。
- (h) 後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。

8節 施工記録

- (a) 施工記録報告書を作成し、監督職員に提出する。
- (b) 施工記録報告書は次により作成する。
 - (1) 施工計画書
 - (2) 工事記録及び工事写真
 - (3) 産業廃棄物処理記録
 - (4) 施工調査等記録
 - (5) 作業者の作業記録

9.8.1 施工記録

9.6.1 アスベストの封じ込め

9.6.2 除去物及び汚染物の処理等

9.7.1 検査及び後片付けの工程

- (6) その他必要事項
- (c) 作業者の作業記録は30年間保管する。